

## 第3号様式

### 第2回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議録

(令和8年1月22日作成)

#### 1 開催日時

令和7年12月11日（木）14:00

#### 2 開催場所

船橋市職員研修所 6階 601会議室

#### 3 出席者

##### (1) 委員

清水博和委員、米村基子委員、山田晴子委員、原亮司委員、奥山裕美委員、池田則子委員、鈴木章浩委員、小松尚也委員、塚越明委員、鰐部裕実委員、篠原みちよ委員、星野美砂委員、白鳥敦子委員、和田亜希子委員、稻見節男委員、佐藤裕美委員、森哲也委員、三浦みどり委員、渡邊章委員、谷和俊委員

##### (2) 事務局

福祉サービス部長、障害福祉課長、障害福祉課長補佐2名、障害福祉課係長6名、障害福祉課担当者2名、療育支援課長、療育支援課長補佐、療育支援課係長2名、療育支援課担当者、保健総務課長、保健総務課係長

##### (3) その他

なし

#### 4 欠席者

小松直勝委員、杉山拓哉委員、千日清委員、山崎馨子委員、犬石志保子委員、山下幸子委員

#### 5 議題及び公開・非公開の別

##### 議題

- ① 計画素案の全体像について
- ② 1. 総論 1-1 計画の策定にあたって
- ③ 1. 総論 1-2 障害者を取り巻く現状
- ④ 1. 総論 1-3 基本理念・基本目標

公開・非公開の別

全て公開

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）

0名

7 決定事項

議題に沿って、それぞれ事務局から報告があり、質疑を行った。

8 議事

別添議事録を参照のこと

9 資料・特記事項

- ・ 資料1 計画素案の全体像
- ・ 資料2 総論 素案
- ・ 資料3 推進体制 素案

10 問い合わせ先

障害福祉課計画係 (047-436-2307)

## 第2回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会 議事録

### ■開会

#### ○事務局（障害福祉課長補佐）

それでは定刻となりましたので、ただいまから「第2回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

まずは、配布資料について確認をいたします。資料については事前にご連絡しておりますが、お持ちでない方がいましたらお配りしますので、挙手をお願いいたします。

それでは、資料について確認します。

- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 資料1 計画素案の全体像
- ・ 資料2 総論 素案
- ・ 資料3 推進体制 素案

以上となります。不足がある方がおりましたら、挙手にてお知らせください。

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。

本日の出席委員でございますが、26名中20名のご出席をいただいておりますので、第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

次に傍聴でございますが、第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会開示公開取り扱い基準第3条の規定により、傍聴者の定員は5名となっております。なお、本日の傍聴希望者はおりませんことをご報告いたします。

本日は、事務局として福祉サービス部長が出席しております、福祉サービス部長、岡部佐知子より、ごあいさつ申し上げます。

#### ○事務局（福祉サービス部長）

皆様、こんにちは。福祉サービス部の岡部でございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。前回の第1回の委員会につきましては欠席となりましたこと、申し訳ございませんでした。委員の皆様には、第5次船橋市障害者施策に関する計画の策定に当り、ご協力を賜りますことを厚く御礼申し上げます。

第1回の会議において、さまざまご質問、ご意見いただきましたこと、報告

を受けております。本計画の策定に当たりましても、障害のある方御本人の希望、自己決定を最大限に尊重しながら、地域社会全体が一体となって、共に生きることができる地域社会を目指しまして、皆様とともに協力体制を構築しながら進められることを、大変心強く思っております。本日も、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただきたく存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

岡部部長、ありがとうございました。

それでは、ご発言に係る留意事項をお知らせします。ご発言の際にはマイクをお持ちしますので、挙手をお願いいたします。また、ご発言に当たり、お名前を最初にお話しいただくことに加え、手話通訳者がおりますので、発言のスピードにはご配慮ください。

これより、議事進行を渡邊委員長にお願いしたいと思います。渡邊委員長、よろしくお願ひいたします。

■議事（1）計画素案の全体像について

○渡邊委員長

よろしくお願ひいたします。それでは、議事に入っていきたいと思います。

まず、議事（1）「計画素案の全体像について」でございます。事務局から、ご説明よろしくお願ひいたします。

○事務局（計画係長）

あらためまして、皆様こんにちは。障害福祉課の計画係長をしております、鈴木と申します。本日も、お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

今回の第2回策定委員会も、計画素案の全体像から始まりまして、計画策定に当たってのほか、基本理念、目標の部分について、皆様に見ていただきたい部分がございます。私がお話する時間が少し長くなってしまいますが、丁寧に説明させていただければと思いますので、どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは議事（1）「計画素案の全体像について」ご説明をいたします。資料1「計画素案の全体像」を使用してご説明いたします。

まず、この資料1ですが、第5次船橋市障害者施策に関する計画素案の全体構成を、一覧できるよう整理したものですございます。これから説明におきましては、第5次船橋市障害者施策に関する計画を「本計画」、現行の第4次船橋市障害者施策に関する計画を「第4次の計画」と表現をいたします。「本計画」で

は、「第4次」を基礎としながら、3つの点で大きく改善を図りました。計画全体の構成の見直し、各論の表記の改善、そして推進体制の強化でございます。「本計画」を全体的にご説明する中で、これらの改善点についてもあわせてご説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

本計画は、その中身を大きく3つに分けて構成をしております。計画全体の方向性を定める総論、各分野の方向性を定める各論、計画全体を達成させるための体制づくりを定める推進体制でございます。これらは独立したものではなく、相互に関連しながら計画全体を形作っております。また、達成すべき具体的な数値を成果目標として別表に定め、その達成状況を含め、障害者施策の推進に取り組む計画となっております。

ここで、第4次計画からの1つ目の改善点である、計画全体の構成の見直しについてご説明いたします。現行の第4次計画では、総論・推進体制・各論という順番で構成されておりましたが、本計画では、総論・各論・推進体制という構成に変更をいたしました。これは、計画を読み進める流れとして、まず総論において「何を目指すのか」という理念や目標を示し、続いて各論において「何をするのか」という具体的な施策の方向性を示し、最後に推進体制において「どのように実現するのか」という推進の仕組みを示すことで、より理解しやすい構成とするためでございます。特に推進体制を計画の最後に配置することで、計画全体を支えて着実に実行していく重要な基盤であるという位置づけを、より印象的に示すことができると考えております。

なお、総論の詳細につきましては、本日のほかの議事にて改めてご説明をいたします。

中央に移りまして各論では、総論で掲げた基本目標を達成するため、7つの分野に施策を整理しております。ここで、第4次計画からの2つ目の改善点である、各論の表記の改善についてご説明させていただきます。第4次計画では、各分野を単語で表記していましたが、本計画ではより詳細に表現し、何を目指す分野なのかが一目でわかるような表記しております。これによって、市民の皆様や関係者の方々が計画を手に取った際、各分野でどのような方向性の施策を展開するのかが、より理解しやすくなると考えております。第1の分野から第7の分野まで、それぞれが基本目標のいずれかに対応する形で配置されておりまして、より具体的な施策の方向性を示す構造となっております。

なお、各論につきましては、次回以降にまた皆様に協議をいただく予定でございます。

そして右側に移りまして、推進体制でございます。推進体制は、計画を確実に実行し、成果につなげるための要の部分でございます。どんなに優れた理念や目標を掲げても、それを実行し、評価し、改善していく仕組みがなければ、実効性

のある計画とは呼べないところでございます。推進体制を計画の最後に、かつ充実した内容で配置することで、計画を必ず実現するという本市の強い姿勢を示しております。

ここで、第4次計画からの3つ目の改善点である推進体制の強化、これについてご説明をいたします。推進体制では、進捗状況の管理及び評価の部分について、新たにP D C Aサイクルの考え方を明確にしました。これは第4次計画でも実行しておりましたが、P l a n 「計画」、D o は「実行」、C h e c k が「評価」、A c t が「改善」という、継続的な改善の仕組みを明確に位置づけることで、計画を着実に推進できる体制を整えます。

推進体制で特に重視しておりますのは、計画の進捗状況を定期的に把握・評価して、必要に応じて改善を図るという、継続的な改善の仕組みでございます。これによって、計画期間の6年間を通じて、常に実効性の高い施策展開が可能となります。

この推進体制の詳細につきましても、ほかの議事にて改めてご説明を申し上げます。

そして下段部分の記載でございますが、計画全体にかかる成果目標を別表で定めます。成果目標は、計画の達成状況を客観的に測定するための、具体的な数値の目標を設定したものです。各分野の施策がどの程度進んだのかを、数字で確認できるようにしております。この成果目標は、先ほどご説明したP D C Aサイクルにおける、C h e c k 「評価」の重要なツールとなります。毎年度、この目標の達成状況を確認することで、施策が計画どおり進んでいるのか、あるいは何らかの課題があるのかを、客観的に判断することもできます。数値という明確な指標があることで、P D C Aサイクルをより効果的に機能させることができますと考へております。

改めて、全体の流れをご確認いただきたいと思います。図の左から右へ、総論では、計画の目的から基本理念・基本目標を定め、それを各論の7分野で具体化しまして、推進体制で着実に実行・評価をし、成果目標で達成状況を計るという、一連の体系的な構造になっております。また、図の一番下に記載されており、「成果目標の達成状況を含め障害者施策の推進に取り組みます」という言葉が、計画全体を貫く実行の決意を示しております。

以上が、第5次船橋市障害者施策に関する計画の全体像でございます。議事  
(1) 計画3の全体像についての説明は以上でございます。

○渡邊委員長

ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

## ○谷委員

市民委員の谷と申します、よろしくお願ひします。

説明の前の質問ですが、前回の会議の議事録が2回にわたって送られました。1回送られて、また修正をしましたけれども、議事録の作成のやり方については、いわゆる今回送られてきたような詳細議事録というやり方もあれば、いわゆる要旨議事録というやり方もありますが、今後この詳細議事録というやり方でやっていくのかどうかということ。詳細だと、かなり事務局の負担が大変だと思います。だからこそ、こういう修正が出てきたと思いますけれども、これは、どちらでもいいと思いますので、ご検討いただくということ。

その際、重要な視点は、まず公開ということです。議事録の公開については、どのような形で行うのかということです。通常、市の重要な附属機関については会議録を公開していると思います。実はホームページでも公開をしておりますが、この策定委員会の議事録もホームページで公開していくのか。そうすると、先ほどの詳細議事録でずっと公開していくというようになると思います。質問です。よろしくお願ひいたします。

## ○事務局（計画係長）

ありがとうございます。質問にお答えいたします。

まず、会議録にご配慮いただきまして、本当にありがとうございます。皆様の話された内容が、なるべく一言一句と言いますか、わかりやすい形でお届けできるようにメールを送らせていただきました。ただ少し、文言のところで修正がありました。確かにおっしゃっていただいたとおり、なかなか議事に起こすのが大変な部分があるのですが、なるべく議事の内容に沿って、話された内容について皆様と共有したく、これからもそういう形で送らせていただければというのが1つでございます。

もう1つ。どういった形で会議録が公表されるかというご質問をいただきました。まずおっしゃっていただいたように、市のホームページのほうでこちらを表示させていただいておりますのと、市役所の行政資料室というところでも、紙媒体でこちらを収めさせていただいておりますので、両方のパターンで確認することができます。そちらも、ご承知おきいただければと思います。以上でございます。

## ○谷委員

ありがとうございました。

### ○山田委員

今、谷さんのご質問に事務局からお返事があって、一言一句を起こすのは大変だとは思います。ですが、みんなで共有すると、あとからそれをまた振り返ることが私たちにもできるというような意味で、ぜひ今までどおりにお願いできたらと思います。よろしくお願ひいたします。

### ○渡邊委員長

ありがとうございます。議事録の件は、それでよろしいでしょうか。  
それでは、先ほどご説明いただきました素案の全体像に関するのですが、何かご意見・ご質問等ありましたらお出しください。いかがでしょうか。

### ○谷委員

先ほどの説明、よくわかりました。特に真ん中の施策の報告を、より細かく明確にしたと。大変いいことだと思います。ただ、全体像の中で総論の構成の説明がこれからあると思うが、配布資料を見ると総論が、まず1-1「計画策定にあたって」で、位置づけがあって、そのあと1-2が「障害者を取り巻く現状」。これはこれでいいと思います。必要なことですが、表のあとにいきなり障害者の人数だとか、障害者の福祉サービスを受けている人数というのが出ています。流れから言って、まず方向・構成・位置づけ・策定の趣旨、これは当然だと思います。

通常は基本理念、1-2に「基本理念・基本目標」というのと、障害者の定義とは何かというのを明確にして、その後1-3に「障害者の現状」。障害者の定義をまず明確にして、障害者の人数、そしてサービスを受けている現状。この1-3におきましては、人数だとか、サービスを受けている現状というのは、各論につながる総論なわけです。

なので、まず冒頭に基本理念・基本目標を明確にした上で、次のステップに行くべきだと思います。もちろん、お考えがあつてやつたということであれば、別にこのままでもいいですけれども。いかがでしょうか。

### ○事務局（計画係長）

ご質問ありがとうございます。  
すごく難しいと言いますが、迷う部分でございます。おっしゃっていただいている「趣旨と位置づけ」、「期間」というのは、最初に言いたいというところがあります。次に市の現状、どういった利用人数、手帳をお持ちの人数、サービスの利用状況というのを一応把握していただいた上で、理念に移ります。「当市としてこういう状況なので、理念と目標を掲げたい」というようなステップ。そういう

ったところで配置をさせていただいている。

○事務局（障害福祉課長）

資料2のことを、今言われていると思いますが、今はまず構成を説明させていただいて、このあとの議題の中で、資料2のご説明をさせていただきます。説明を皆様に聞いていただいて、谷委員の言っているところの意味がわかると思います。まずは説明をさせていただいてから、皆様で検討いただいたほうが、恐らく今言われても、あいまいで、わかりづらいと思いますので、意見は今聞かせていただいたのですが、資料2のところで、今言った順番等も含めて説明させていただきますので、お預かりさせていただきます。

○谷委員

はい。了解しました。

○渡邊委員長

ほかに、この素案の全体像につきましてご説明いただきましたが、こちらについてご意見・ご質問等ありますでしょうか。

ただいまのご説明で、「推進体制」を一番最後に持ってきて、計画の実現可能性を強化していく。今までから、さらに改善されているということでございますが、いかがでしょうか。できるだけ実現の可能性を高めていく。そういうふたところに力点を置いているということでございます。何かご質問等ありますでしょうか。

では、素案の全体像については、以上でよろしいでしょうか。

■議事（2） 1. 総論 1-1 計画の策定にあたって

それでは、先ほども少し入っておりましたが、次に議事（2）「1. 総論 1-1 計画の策定にあたって」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（計画係長）

先ほどのお話にも出てまいりましたが、今度は資料2でございます。こちらを使いまして、引き続き説明を進めさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

先ほどの議事（1）では、本計画の全体像をご説明いたしましたが、これより3つの議事に分けて、計画の中核をなす総論部分について詳細にご説明をしてまいります。この部分も、前回策定委員会と重複する部分も多くございますが、重要な部分でもございますので、再度整理させていただければと思っておりま

す。よろしくお願ひいたします。

総論は、計画全体の根幹となる部分であり、「1-1 計画の策定にあたって」、「1-2 障害者を取り巻く現状」、「1-3 基本理念・基本目標」というように、先ほど谷委員からもお話がありましたが、3つの章で構成をさせていただいております。本議事では、このうち初めの「1-1 計画の策定にあたって」についてご説明をいたします。ここでは、本計画がなぜ必要なのか、どのような位置づけなのか、だれを対象とするのかなど、計画の基本的な事項を定めております。

それでは1点目、「計画策定の趣旨」でございます。資料2の1ページをご覧ください。本市における障害者施策に関する計画は、平成9年度に初めて策定いたしました。その後、平成20年度に第2次、平成26年度に第3次、そして令和3年度に第4次の計画を策定し、これまで障害者施策を推進してまいりました。

現行の第4次計画が、令和8年度をもって期間満了となることに伴い、この度、第5次の計画を策定するものでございます。策定に当たりましては、国第5次障害者基本計画が、令和5年度から令和9年度を計画期間としていることから、これとの整合性を図っております。また、本市における障害のある方の状況や、障害者総合支援法をはじめとする関係法令の制度改正などを踏まえた見直しを行っております。このように本計画は、国の計画との整合性、本市の実情、そして法制度の変化という3つの要素を、総合的に勘案して策定するものでございます。

2点目は、「計画の位置づけ」でございます。計画の位置づけには、大きく2つの側面がございます。1つ目は、障害者施策の関連法との関係。2つ目は、本市の計画体系における位置づけでございます。

まず1番目、「障害者施策の関連法・関係計画」でございます。本計画は、障害者基本法の第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、総合的な施策を定めるものでございます。一方で、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、障害福祉サービス等の具体的な見込量などを定めた、障害福祉計画及び障害児福祉計画というものがございます。これらの計画は、障害者総合支援法において「市町村障害者計画と障害福祉計画等は、調和を保つこと」とされております。つまり、本計画は総合的な方向性を示し、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、その方向性に沿った具体的なサービス量を定めるというような関係になっております。この関係性を明確にすることで、理念と実践が一体となった計画体系を構築しております。

続いて、(2)「船橋市の計画体系における位置づけ」でございます。資料2の2ページをご覧ください。本計画は、第3次船橋市総合計画の個別計画として位置づけられています。総合計画は市政運営の最上位計画でございますので、本計画もこれに沿った内容となっております。また、福祉分野におきましては、「第

「5次船橋市地域福祉計画」が上位計画として存在しております。地域福祉計画は、地域における高齢者・障害者・子育て等、福祉の分野別計画を内包した総合的な計画でございます。したがいまして本計画は、この地域福祉計画の理念を踏まえつつ、障害者施策に特化した具体的な方向性を示すという位置づけになっております。

さらに本市には、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や、子ども・子育て支援事業計画など、ほかの福祉分野の計画もございます。これらの関連計画とも整合性を図りながら、総合的な福祉施策の推進を目指しております。特に、障害のある子供の施策につきましては、子ども・子育て支援事業計画との連携が重要であり、また障害のある高齢者の施策につきましては、高齢者保健福祉計画との連携が不可欠でございます。このように、本計画は市全体の計画体系の中で適切に位置づけられて、ほかの計画と緊密に連携する構造となっております。なお、これらの計画体系については、策定時に最新の体系図が掲載できれば、そちらを掲載する予定でございます。

3点目は、「計画の期間」でございます。本計画の期間は、令和9年度から14年度までの6か年計画といたします。第4次計画は5か年計画でございますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、計画策定期を1年ずらした経緯がございました。第4次計画はこういった経緯がございましたが、本計画では従前どおり6か年計画といたしました。

計画期間を6年としている理由ですが、障害福祉計画及び障害児福祉計画との期間の整合性を図るためにございます。障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の指針によって3年を1期とする計画となっております。そして本計画を6年とすることで、令和9年度から11年度までが、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画。この図の部分です。令和12年度から14年度までが、第9期障害福祉計画及び第5期障害児福祉計画の期間となりまして、この3年計画の2期分と、本計画の期間が一致することとなります。このように期間を一致させることによって、本計画で示す総合的な方向性と、障害福祉計画等で定める具体的なサービス見込量等を、より一体的に実施することができます。

4点目が、「計画の対象」でございます。本計画では、障害者基本法第2条に規定されている「障害のある方」を対象としております。具体的には、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、高次脳機能障害、そして難病等によって継続的に日常生活または社会生活に支障のある方でございます。

ここで重要なことが、単に障害者手帳を所持している人だけでなく、「継続的に日常生活や社会生活に支障のある人を対象としている」という点でございます。例えば難病の方の中には、障害者手帳の対象とならない場合もございますが、日常生活に支障がある場合には、本計画の対象となります。また、発達障害や高

次脳機能障害についても明記することで、これらの障害のある人も確実に支援の対象となることを明確にしております。このように、幅広く障害のある人を対象とすることで、だれ1人取り残さない支援体制の構築を目指しております。

続いて、5点目にまいります。5点目は、「計画の構成について」でございます。資料については、2の3ページをご覧ください。本計画は、国の第5次障害者基本計画を参考に、総論・各論・推進体制の3部構成としております。先ほどの議事（1）でもご説明いたしましたが、改めて各部の役割をご説明いたします。

「1. 総論」では、本計画をつくる目的、基本となる考え方、目指すべき目標を示してまいります。これは、計画全体の指針となる部分でございます。「2. 各論」では、目標を達成するために、各分野の施策の方向性を示します。総論で示した理念や目標を、より具体的な施策として展開する部分が各論でございます。そして「3. 推進体制」では、常に実効性の高い施策展開を可能にするための方策についてまとめております。計画を着実に実行するための仕組みを示す部分でございます。このように、理念から具体的な施策、そして実行体制まで一貫した流れで構成をすることで、実効性の高い計画としております。また、別表として「成果目標」を設定し、計画の達成状況を客観的に測定できるようにしております。

こちら6番目、「策定方法」でございますが、計画策定に当たりましては、2つの組織を設置しております。1つ目でございますが、こちらが「第5次船橋市障害者政策に関する計画策定委員会」ということで、今皆様にご出席いただいている会議でございます。この委員会は、船橋市自立支援協議会委員、学識経験者、そして公募による市民の代表者から構成されているものでございます。多様な立場の方々にご参加をいただくことで、さまざまな視点からのご意見をこの計画に反映させることができます。

2つ目が、府内・市役所の中の組織として、「第5次船橋市障害者政策に関する計画府内検討委員会」を設置しております。この委員会は、関係各課の課長で構成されておりまして、その下に8つの検討部会を設置しております。各部会では、関係各課の課長及び担当者が、それぞれの分野における現状や課題を詳細検討する予定でございます。策定の流れといたしましては、府内検討委員会及び部会で計画案を検討。その計画案をこちらの策定委員会に提出して、協議を行うという形でございます。このように、府内での専門的な検討と、外部委員による多角的な視点からの検討、これらを組み合わせることで、より実効性が高く、市民のニーズに応える計画の策定を目指しております。

この章では、本計画の策定趣旨から始まり、法的な位置づけ、計画期間、対象者、そして策定体制まで、計画の基礎となる事項について整理をさせていただきました。議事（2）「1-1 計画の策定にあたって」の説明は、以上でございま

す。

○渡邊委員長

ご説明ありがとうございます。ただいま、議事（2）1-1 「計画の策定にあたって」を丁寧にご説明いただきました。

計画は、6年計画なのですね。次の「4. 計画の対象」というところで、この計画がどういった方々を対象としているか明記されております。ご説明にあつたように、手帳を所持している方だけではなくて、いろんな困難を抱えて継続的に日常生活・社会生活に支障のある方々も視野に入れて支援を考えしていくという、そういった計画であるということが述べられております。

それから、「5. 計画の構成」につきましては、「総論」、それから「各論」、先ほどもありましたように「推進体制」というように、これまでよりも一層実効性を高めていく。そのような意図が込められています。それから別表として、その成果目標を明確にしています。

それから「策定方法」としては、そこにありますように府内の組織と、それから外部委員ですね。そういうものを交えて計画していくということでございます。

ただいまご説明いただいた、1-1 「計画の策定にあたって」につきまして、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

○山田委員

策定方法のところで、府内組織、関係各課の課長さんが一堂に会して検討委員会をなさるということですが、そうするとかなりの数になりますね。地域福祉、福祉関係、障害福祉課を中心に、それから子育て、また保健所関係、教育委員会もということで、どれくらいの広がりなのか教えていただければと思います。

○渡邊委員長

これにつきましては、いかがでしょうか。

○事務局（計画係長）

ご質問ありがとうございます。

まさに、おっしゃっていただいたとおり、障害分野はいろいろあって、またこのあと、施策の体系という部分も見ていただこうと思っているのですが、7つの施策の方向性から、障害分野だけではなく社会参加という部分もあるので、教育委員会の部分で言えば生涯学習の担当部署にも、うかがうこともあります。そのため、計画策定における府内での検討委員会については、50以上の部署が出て

きております。

もちろん、その各部署がすべて管轄している仕事ではなく、その中の一部を障害の施策に特化した部分があると、ない場合もあるのですが、そういったところで私たちが今つくっている計画に、何かはね返って部分があれば、そこは事務局で精査をして、落とし込んで、また皆様に見ていただく。そういったところが、これからまた各論の策定委員会で必要になってくると思うので、ぜひそういうところも見ていただければと思います。

○山田委員

ありがとうございます。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。

今もありましたように、いろんな事象に対応していくためには、いろいろな課が協力してコミュニケーションを取りながらやっていくということが、これから一層求められると思いますので、大変でございますがよろしくお願ひいたします。

○谷委員

市民委員の谷と申します。よろしくお願いします。

まず、先ほど説明のあった「計画策定の趣旨」、「計画の位置づけ」というところなのですが、これは前回も問題提起したように、現行の計画、第4次の基本計画は、かなり古い発想です。国の基本計画です。これは第5次の基本計画になって、かなり進歩はしていますけれども、現行の国の第5次基本計画であってもいくつか問題点、課題が指摘されています。にもかかわらず、第5次基本計画を前提に作成するとなれば、前回お話ししましたが、周回遅れ、1周遅れの計画にならざるを得ないのではないかと思います。

もう既に国では、第6次基本計画の論点が提起されています。具体的に言えば、要するに国連の障害者権利委員会の条約批准に向けた勧告が、日本政府に対して2022年の9月に公表されました。この国連の人権委員会の日本政府に対する勧告が、障害者業界や行政に深刻な影響を与えていました。もちろん、前向きな意味です。

1つは、地域移行です。地域移行が不十分であると、国連の人権委員会は断定しています。それからインクルーシブ教育も、日本政府の取り組みは不十分である。この2つについては、そのような断定を下して、日本政府としては次の第6次計画において、さらに進めるということを確約しています。

さらに、もう一歩進めている。去年、旧優生保護法の違憲判決が出ました。この違憲判決というのは、立法及び行政に対して違憲だという判決なわけですから、これは政府、行政の一端である市町村においても、この違憲判決をしっかりと受けとめて、行政に生かしていくべきではないでしょうか。特に政府は、既にこの旧優生保護法の違憲判決で、直近の「障害者白書」においては冒頭に、旧優生思想とは決別するということを明記しています。そして、それらの誤りを犯した行政の、公務員の意識改革というのを明確にしています。

これは第5次基本計画に反映されていませんので、第6次基本計画の中に、その優生思想と決別するとか、公務員の意識改革というのは打ち出されると思いますので、既に違憲判決が出ている以上は、その違憲判決を踏まえて船橋の計画は、策定すべきではないかと考えます。

また、いわゆる県の第8次計画には全く触れられていません。通常は県の計画を踏まえて、あるいは、千葉県においては多様性条例というのを作成したばかりなわけですけれども、その関連は当然ご覧になっていると思います。県の計画を見ても、国連の人権委員会の勧告に冒頭で触れてています。そういう意味で、対応をしっかりと行うべきではないでしょうか。

それから、次のテーマになっていますが、総論の関連を載せる4ページ。これは計画策定の趣旨と位置づけに大きく関連をしていますが、まず2011年に、障害者基本法が一部改正されました。「共生社会の実現」。これはそのとおりです。

ここには、障害者の定義の変更があることがあるわけです。先ほど触れられていませんでしたが、一部触れられたと思いますが、障害者の定義というのを明確にしていかないと、次につながる障害者の現状、障害者のニーズにつながっていないのではないか。

障害者の定義というのは、障害者基本法の中で、社会課題ということを明確にしています。障害者は、機能障害によって障害者となるわけではないです。社会の障壁によって障害となっています。だから、それを取り除く。社会的障壁を除去していくというのが、行政の責務であるということですから。機能障害ではなく、社会的障壁ということを明確にすべきだと。

さらに、人権委員会の勧告の中では、社会モデルを一步進めて、障害者の人権モデルというのを打ち出しています。多分6次計画の中には入っていると思いますので、それをある程度想定して、まず障害者の権利とは何なのかというのを明確にしていただきたい。2011年の障害者基本法は、次の3年後、2014年の障害者権利条約の批准になるわけです。この批准をするために、国内法を大きく整理して、その中にある法をこの批准を行うために行なったものです。したがって、こここのところを明確にして、権利条約をベースにした、動向と位置づけにすべきではないかと。そのように考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

## ○渡邊委員長

今のご指摘いただいたように、やっぱり最新動向。世の中どんどん変わって、情勢が変わっていきますので、その最新動向を絶えず把握しつつ、それを取り込んだ形でやっていく。とても大事なことだと思います。

このことについては、何かございますか。

## ○事務局（計画係長）

前回の委員会の際に、課長から申し上げていた部分と少し重複する部分もありますが、来年度でこちらの第4次の計画が終わってしまいます。今、谷委員もおっしゃっていただきましたが、第5次の障害者基本計画が令和5年3月にてきて、確かに令和9年までの計画ですかね。令和10年に、またこの新しい障害者基本計画、第6次ができると思います。もちろんおっしゃるように、それを議論されているという部分はあろうかということは、私たちも承知はしておりますが、どこをよりどころにするかというのは大事な部分ですので、きちんと世に出ているものについて、よりどころにするという考え方も一つでございます。

また、谷委員のおっしゃっていただいたような、共生社会の実現に向けた行動計画なども、私ども事務局で読ませてはいただいております。この共生社会の実現に向けた行動計画は、差別や偏見のない共生社会の実現に向けて、取り組むべき事項をまとめたものというところで謳われております。またこれは各論でも触れていくと思うのですが、施策の方向性の最初の部分で、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止というテーマで扱う項目もございます。一言一句、ご期待に沿えるような文言を落とし込むというのは、全体的な計画なので、難しいところではあります。ですが、私どももそこを全く無視しているわけではなく、どういったところであれば反映できるかというのは、検討できればと思っております。ご参考になるものがあれば、また引き続き共有いただければと思っております。以上でございます。

## ○渡邊委員長

ありがとうございます。

## ○佐藤委員

今、谷委員からもお話があったところではありますが、障害者とはどういう定義なのかというのは、確かに大事なところかと思います。ですが、私の浅はかな考えですと、現状においては、やはり手帳を所有している方というところが、はっきりしているところだと思います。

そのほか、2ページの「計画の対象」というところの後半に、継続的に日常生活

活または社会生活に支障がある人を対象とするとあります、この場合、手帳を所持されていない方と、私はとらえました。この際に、そういう状況にある方をどのように見極めるのかという、そういう何か基準というか、そういうようなことというのは、別に今すぐではなくていいのですけれども、用意されていくのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。

対象をどう定義するか、先ほどもありましたけれども、とても大事なところでですね。それからその支援の対象をどう見極めていくのか。そこがとても大事なところになっていくと思います。それはこれから対応していくところかもわかりませんが、事務局さんで何かございますか。

○事務局（計画係長）

一義的には、やはり手帳をお持ちの方が、どうしても障害があるということのご判断が多いのかもしれないですが、障害福祉課にご相談をお寄せになる方々は、もちろん手帳をお持ちの方だけではなくて、障害支援区分認定を受け、障害福祉サービスを利用し、よりよい生活を目指すことができるということも、実際にはやらせていただいている部分もあります。

そういう部分も、理解・啓発の部分にも近い形になってしまいますが、まさに「手帳を持っている、イコール」だけが、障害がある方ではないというところは、今後こちらも啓発が大事な部分というところは思っています。定義するかどうかという部分も含めて、そういう部分も含めて、そういうところは考えています。

○渡邊委員長

ありがとうございます。

○山田委員

先ほどの谷委員の意見に、大変共感します。この4ページ「障害者を取り巻く現状」に入ってしまいます、ここにわかりやすく年表をつくっていただきました。事務局につくっていただき、大変ありがたいと思います。

少しさかのぼりますと、2006年。このときに、障害者権利条約が国連で成立しました。この年は、私には忘れられない年でした。というのは、このときに千葉県の「障害者差別をなくすための条例」、これが全国初ですが、同じ2006年に可決されました。10月に可決され、そして12月に権利条約が成立しました。私自身、この条例の策定に深くかかわっておりましたので、この2006年というの

は、喜びでいっぱいの忘れられない年になりました。

そこから批准までには随分時間がかかっておりますが、その間に国内法が整備され、そして障害者差別解消法の中に、「障害のある人とない人が、それによって分け隔てられることなく」という1文が入れられたのが、また非常に感動的でございました。

そして現在ですが、谷委員もおっしゃったように、9月に国連の障害者権利委員会から勧告が出ました。そしてその中には、はっきり「分離は差別である」という明確な考え方が出されております。これは、この勧告についてなかなか現状は厳しく、またさまざまご意見もあり、その勧告に近づくには、大変道のりは遠いとは思いますけれども、私たちはこの障害者施策の計画の基本理念と、この権利条約の基本理念を共有できるものと考えて、計画策定を進めるときに、やはり1つ1つ着実にその方向に進んでいけたらと思っております。以上です。

#### ○渡邊委員長

本当にまだまだ困っているけれども、なかなか支援を受けられていないという方もいらっしゃるので、そういう方への支援を1歩でも2歩でも前進させていく。そういうことがとても大切ですね。

#### ○谷委員

先ほどの補足ですが、2ページにあります「計画の対象」です。これは先ほど、事務局からも含めて、手帳の有無を問わず、「継続的に日常生活または社会生活に支障のある人を対象としています」と。これは基本法の趣旨ですので、これはこのとおりだと思います。第5次基本計画において国の障害者基本計画にあつては、家族も対象にしていますと明記しています。ヤングケアラー等のケアを行っている家族の対象である、支援の対象であるということを、第5次障害者計画にも記載しています。

特に船橋市においては、県内で初めてヤングケアラー事業を開始しました。そういう立場は評価されるべきだと思いますが、障害者基本計画の中に記載されている以上、とても論理性があると思います。障害者基本計画の中の対象をもちろんきちんと入れて、ヤングケアラーのみにとどまらず、ビジネスケアラーという問題も出てきています。あるいはダブルケアラーというのも定義されています。そうしますと、家族も対象であるということも明記すべきでないかと思いますので、よろしくお願いします。

なお、このあと障害者の人数だとかが入ってくると、そのときまた意見を申し上げますが、まず障害者の定義がないと、障害者の人数が出てこないです。よろしくお願ひいたします。

○渡邊委員長

ご指摘いただいたように、障害のある方本人と、そのご家族もとても困っている場合もあります。そういうた困っているご家族のみなさんへの支援が少しでも向上するのは、とても大切なことだと思います。

○清水委員

進め方について、ご確認いただきたいのですけれども、今、1-1の話をされていると思います。そして1-1についての意見を求められていると思います。それを多岐にわたって話を進めているので、もうこれで1時間経っています。できれば進行を速やかに進めていただきたいです。1-1に対しての質問、1-2に対しての質問、各論について。その辺を整理していただいて進めただけると、いいと思っております。

○渡邊委員長

今、おっしゃいましたように1-1の質問になっておりますが、既に1-2の部分に少し入っています。1-1については、よろしいでしょうか。

それでは、議事の(3)「総論1-2 障害者を取り巻く現状について」のご説明、よろしくお願ひいたします。

■議事(3) 総論1-2 障害者を取り巻く現状について

○渡邊委員長

それでは、議事(3)「総論1-2 障害者を取り巻く現状について」のご説明、よろしくお願ひいたします。

○事務局(計画係長)

すいません、私からもなかなかそういった話も皆様にできずに、話が散らかってしまう部分があって、大変申し訳ございませんでした。今、私が説明する部分についてもご質問をいただければ、もう少しコンパクトに早く、的確に進むところもあると思いますので、ぜひ皆様ご協力よろしくお願ひいたします。では、説明を続けさせていただきます。

議事(3)「総論1-2 障害者を取り巻く現状」についてご説明いたします。引き続き、資料2総論素案を使用してご説明いたします。資料2の4ページをご覧ください。

ここでは国の障害者施策の動向と、本市における障害者の現状について整理しております。まず、1「国の障害者施策の動向」でございます。障害者施策は、この20年余りに大きく変化をしてまいりました。先ほどのお話にも出ておりま

したが、こういった変化がありながら、本日は特に現行の第4次計画の策定期間である、令和3年度以降の重要な制度改正についてご説明できればと思っております。

まず、令和4年の動向でございます。令和4年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。これは、障害のある方による情報の取得利用や、意思疎通に係る施策を総合的に推進するための法律でございます。この法律の重要なポイントは、障害のある人が障害のない人と同様にあらゆる分野の活動に参加するためには、情報へのアクセスと、円滑な意思疎通が不可欠であるという認識に基づいていることです。具体的には、行政機関や民間事業者に対し障害特性に応じた手段による情報提供ですとか、意思疎通のための支援を求めるものとなっております。

例えば、視覚障害のある方への音声や点字による情報提供、聴覚障害のある方への手話や文字による情報提供などが含まれます。デジタル化が進む現代社会におきましては、情報へのアクセスは社会参加の大前提となります。この法律の施行によって、障害のある人の情報アクセシビリティの向上に向けた取り組みが、より一層推進されることになりました。

次に、令和6年の動向でございます。令和6年には、2つの重要な法改正がございました。1つ目は、障害者差別解消法の一部改正でございます。この改正の最も重要な点は、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されたことでございます。障害者差別解消法は平成28年に施行されましたが、その時点では行政機関等による合理的配慮の提供は義務でしたが、民間事業者による合理的配慮の提供は努力義務とされておりました。今回、この改正により、民間事業者についても合理的配慮の提供が法的義務となったということでございます。この義務化によって、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で直面するさまざまな障壁の除去が、一層進むことが期待されております。

2つ目は、障害者総合支援後の一改正でございます。この改正には、大きく2つの柱がございます。1つ目の柱は、地域生活の支援体制の充実でございます。障害のある人が、希望する地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点等の機能の拡充や共同生活援助、いわゆるグループホームの支援内容の充実などが図られました。特に親亡きあとを見据えた支援体制の構築は、多くの障害のある人やその家族が抱える大きな不安でございます。この改正によって、緊急時の相談や短期入所の利用、地域での生活を支える体制の整備などが、より進められることとなります。

2つ目の柱が、多様な就労ニーズに対する支援の推進でございます。障害がある人の就労につきましては、一般企業での就労を希望される方もいらっしゃれば、福祉的就労を希望される方もおり、そのニーズは多様でございます。また、

一般就労への移行を希望しつつも、すぐには難しい方もいらっしゃいます。この改正では、こうした多様なニーズに対応するため、新たに就労選択支援というサービスが創設されました。これは、就労を希望する障害のある方が、就労アセスメントを通じて自身の適性や能力・課題などを把握し、適切な就労先や必要な支援を選択できるように支援をするものでございます。これによって、障害のある人1人1人の希望や状況に応じた、きめ細やかな就職支援が可能となります。

そして、令和7年の動向でございます。令和7年には、手話施策推進法の施行がされました。この法律は、手話に関する施策を総合的に推進するためのものでございます。手話は、聴覚障害のある人にとって重要なコミュニケーション手段であり、情報取得や意思疎通のための言語でございます。この法律によって、手話を使用しやすい環境の整備ですとか、手話通訳者の確保や育成、手話に関する理解の促進などが、国や地方公共団体の責務として位置づけられています。本市におきましても、この法律の主旨を踏まえて、手話施策の推進に取り組んでまいります。

このように、第4次計画の策定期間中である令和3年以降も、障害者施策に関する重要な法整備が進められてまいりました。令和4年の情報アクセシビリティの向上。令和6年の合理的配慮の義務化と地域生活支援、就労支援の充実。そして、令和7年の手話施策の推進。いずれも共生社会の実現に向けた重要な前進となっております。本計画は、これらの法制度の主旨に加え、こちらに記載のない国の障害者施策も充分に踏まえた上で、本市における障害者施策の推進を図るものでございます。

次に「2. 障害者の現状」について説明いたします。資料2の5ページをご覧ください。本市における障害のある人の状況を、各種統計データに基づいて整理したものとなっております。なお、資料で「確定後入力」と記載されている箇所がございますが、これは現在データを集計中であり、今後最新のデータを反映する予定でございます。本日は、これまでのデータの傾向や、計画への反映方法についてご説明をさせていただきます。

「総人口と障害者手帳所持者数の推移」につきましては、本市の総人口は、近年緩やかな増加傾向にありまして、障害者手帳の所持者数も増加傾向にございます。特に精神障害者保健福祉手帳、及び療育手帳の所持者数の増加が読み取れます。各障害種別の手帳所持者数については、身体障害者手帳の数は、ほぼ横ばいから微減傾向。療育手帳に関しては、継続的に増加。精神障害者保健福祉手帳所持者数が、最も顕著な増加傾向を、こちらは示しております。

医療費助成制度の受給者証の所持者数も7ページにございますが、自立支援医療や指定難病医療費助成の利用者が増加傾向でございます。

各種サービスの利用人数につきましては、特に共同生活援助、いわゆるグルー

ホームの利用人数です。10 ページの下の段にございます。グループホームの利用人数、放課後等デイサービスの利用人数が、顕著に増加しております。放課後等デイサービスの利用人数については、11 ページに載ってございます。相談支援の利用人数につきましては、計画相談支援、障害児相談支援のどちらも増加傾向を示しております。こちらが、12 ページの図となっております。相談支援事業の相談件数の推移につきましては、障害者(児)の総合相談支援事業の相談件数は、ほぼ横ばい。こども発達相談センターの相談件数は、微減傾向にございます。これが 13 ページのデータでございます。

これらのデータから、本市における障害のある人の状況として、手帳所持者数の増加、特に精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の増加。サービス利用ニーズの高まり。特にグループホームや放課後等デイサービスの需要の増加。相談支援体制の充実の必要性という点が明らかになっております。

本計画では、これらの現状を踏まえて、必要なサービスを適切に提供できる体制の整備を図ってまいります。この章では、国の法制度の動向ですとか、本市における障害者の現状について整理いたしました。特に令和 3 年以降の法制度の変化は、本計画の策定に当たり、重要な背景となってございます。

議事(3) 1-2 「障害者を取り巻く現状」の説明は、以上でございます。

#### ○渡邊委員長

ご説明、ありがとうございました。

1-2 の「障害者を取り巻く現状」について、これまでの重要な動向と、グラフによる現状をご説明いただきました。

ご説明についてのご質問等はございますでしょうか。

#### ○谷委員

それでは、1-2 に限定してお話をしますけれども、そこは最も重要なところ、この章立て、内容だと思います。計画の対象は、事務局が言わされたとおり、「手帳の所持にかかわらず日常生活や社会生活に支障のある者」という冒頭の定義を受けて、障害者の現状というのが、障害者の数というのが示されていますが、データとして、手帳所持者は明確にデータが出ていますけれども、いわゆる社会生活や日常生活に支障のある者として、例えば発達障害者の人数だとか、不登校の子供たちの人数というデータが示されていません。

これについては、今年 4 月に出た令和 7 年版の障害者白書には、厚労省の行っています令和 4 年版の生活のしづらさなどに関する調査に基づいて、障害者手帳非所持者で障害福祉サービスを受けている者は 23 万人。非所持者で、日常生活にしづらさがあるのは 114 万人というのが出ています。

なお、近隣市の計画を調べると、神奈川の「かわさきノーマライゼーションプラン」というのがありますが、川崎の障害者の把握の仕方を見ると、3つの手帳を一括して、発達障害者の生活のしづらさ調査、不登校についての生活のしづらさ調査、高次脳機能障害のしづらさ調査を踏まえて、具体的なその集計をもとに、川崎市では何万人というのを明記しています。

これらの集計を用いて対応する方法があれば、船橋市は、不登校児の調査を現実にやっています。したがって当然、市の調査は取っているわけです。データを取っているわけですから、不登校児というのは当然、日常生活に支障があるものだと思います。そうするとデータを、船橋市で行った調査をきちんと打ち出して、明記すべきではなかろうかというように思います。

それから、障害者の人数について、これは何%というのが書いていませんが、もちろん確定があつて出ると思います。現行の計画で見ると約5.3%ぐらいですか。5.5%。多分、それはさほど変わらないのではないかと思いますが、先ほどお話しした令和7年版直近の「障害者白書」では、障害者の数は9.3%というが、障害者白書に出ています。これから見ても多分、船橋は6%ぐらいであったとしても、大分乖離があるのではないかということですね。まず9.3パーセントですよ、政府がつくった「障害者白書」の障害者の数です。そこに乖離があるとすれば、どのように分析されるかお聞きしたいです。

なお前回、安藤課長がデフリンピックを参観して、大層感銘を受けたと言つていましたが、2020年の東京オリンピックですね。オリンピックでは、パラリンピックの開会宣言において、「We The 15（ウィー・ザ・フィフティーン）」宣言を行っています。フィフティーンというのは、15%です。宣言において、全世界における障害者の数は、約12億人か11億人だと。したがつて15%の障害者の数を念頭に、各国は、あるいは国連は、予算等も含めて政策を推進すべきであると。これは、東京パラ宣言で言われています。東京パラ宣言を踏まえて、このあたりも一定程度、念頭に入れるべきだと思います。よろしくお願ひします。

#### ○渡邊委員長

ほかに、この1-2につきまして、ご質問等はございますでしょうか。お願ひします。

#### ○池田委員

今、谷委員からいろいろ数字上のお話をうかがつたのですけれども、実際に手帳を所持していない方というのを、全部を把握するのはなかなか難しいことだと思います。実際、私ども現場で働いている者として、よく精神の方の問い合わせがありますが、話を聞くと最終的に手帳を持っていらっしゃらない。だけど、

お話を聞いてほしいという形でお電話がかかってきて、「自分は働ける。働けるけれど、今まで働ける場所を提供されていない」とかいうお電話が、結構かかってきています。

なので、そういう方たちには、「まず市役所に行って、今の自分の状況をお話して、手帳の取得をされてから、いろいろなサービスを受けましょうね」というお話をさせていただいている。そういう方たちが、この計画の中で少しでも減っていくというか、手帳所持者がふえるのかもしれないけれども、サポートを受けられるような環境になってくれたらうれしいなと思っております。

#### ○渡邊委員長

先ほどのご説明の中でも、相談支援体制の充実というのが求められているというようなお話をありましたけれども、そういうところに対応するところだと思います。

ほかに、ご質問等はございますでしょうか。

#### ○清水委員

根本的なことは、当たり前のことだと思っているのですけれど、確認のために。この数の現状は、基本的に福祉サービスの場合は、船橋市が指定決定した方の人数。船橋市で暮らしていたり、船橋市に通っていたりという数ではないということでのいいのかという点が、1点。

あと事業者が、船橋の指定を取っていない場合で運営されている例。まれですが、船橋に通っている場合。要は根拠として、船橋市の支給決定者という前提でこの数字が出ているのか。相談支援の場合だと、総数的にどうくるかというところ。他市か他県からも相談が入ってきて、船橋に転居して、転居した段階で相談支援の人数としてカウントされるのか。その辺が数字だけで見ると何を基準にしてこの数字を理解するのかということをお聞きしたいです。

#### ○渡邊委員長

のことについて、何かありますか。確認しないと難しそうですね。

#### ○事務局（計画係長）

データとして、船橋市の援護者とか、支給決定をされた方のデータでは間違ないです。あと相談がうちの市からあった方ではない場合の数というのが入っているかどうかということでしょうか。

○清水委員

抽出の仕方が、分からないです。13 ページの（6）相談支援事業件数の推移のところの数字は、要するに総合相談として言うと、他市・他県からの相談で船橋に移りたいと、援護地は当然元の市町村になります。この推移のそれぞれの根拠が、サービスだったら、支給決定というように。それぞれの根拠がどこにあるのかをうかがいたいです。

○事務局（相談支援係長）

（6）の①の、障害者（児）相談支援事業の部分につきましては、他市・他県からのご相談なども、各事業所でカウントしていただいていると思います。その数字をそのまま反映させていただいている。

○渡邊委員長

細かい数字は、確認しないと難しいところもあると思いますので、次回の会議に、もし分かつたら、ご紹介いただければと思います。いかがでしょうか。  
非常に手数ですけれども、よろしくお願ひします。

○米村委員

精神障害者の支援をしております。  
先ほど、精神障害者の相談があつて、手帳の所持をされるというようなお話をあつたと思うのですが、精神障害者の方で手帳を所持していない方も結構いらっしゃる、自立支援医療を使って通院をされていますけれども、相談支援とか、障害福祉サービスのほうの認定調査も受けられるので、手帳を所持していない人が結構いらっしゃるという現状がございます。

○渡邊委員長

ありがとうございます。  
そのような現状があるということでございます。1-2の「現状」につきまして、ほかに何かありますか。

○谷委員

9ページ以降から始まっている、障害福祉サービス及び支援の利用人数の推移の記載があります。

もちろん、記載されているところはそのとおりだと思いますが、要するに記載漏れのサービスが結構多いです。意図的に漏らしているのか、それとも省いているのかということです。要するに、その理念と目標からいけば、まず地域移行。

そして、在宅生活・地域生活を支援するというのが基本目標になるわけです。その基本目標に照らせば、地域生活・在宅生活を支援するための自宅介護だと思いますが、同行援助等の訪問系サービスを利用した人数が全く入っていません。

訪問ケースでも、まだあります。自立生活援助というのは、これも訪問のサービスですけど、これがまず全然入ってないというのは、地域移行という視点から見ていかがなものかというところです。その他、ほかにもいろいろありますが、障害者サービスは、ここに記載されている以外に様々なサービスがあると思います。特に重要なサービスは漏らさないで、きちんと出すべきではないかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局（計画係長）

ありがとうございます。

全部記載するのが難しいところはあるのですが、障害者計画に関わりがありそうなものについては抽出させていただいています。一方で障害福祉計画というもう1つの計画には、法定サービスの説明も載っており、棲み分けがございます。補足させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○渡邊委員長

いかがでしょうか。ほかに、質問等はございますでしょうか。もしなければ、その次の「基本理念・基本目標」に入っていきたいと思います。よろしいでしょうか。

■議事（4） 1. 総論1-3 基本理念・基本目標について

○渡邊委員長

それでは次の議事（4）「総論1-3 基本理念・基本目標」について、ご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（計画係長）

資料2の15ページをご覧ください。「基本理念・基本目標」についてご説明させていただきます。

ここでは、本計画の根幹となる基本理念と、それを実現するための4つの基本目標について定めております。

まず、1「基本理念」でございます。本計画の基本理念は、「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現」でございます。この基本理念は、国の障害者基本計画の理念と障害者施策に関する計画の動向を踏まえて設定したものでございます。基本理念の実現

に当たって特に重要なのが、「障害や障害のある人への理解の促進」、「生活に対する不安の解消」、「障害のある人が住みやすい生活環境の整備」の、3つの視点でございます。

第1の「障害や障害のある人への理解の促進」につきましては、障害のある人が地域で生活するに当たり、その地域で暮らす人々が障害について正しく理解し、互いの人格と個性を尊重し合える社会づくりが不可欠でございます。そのため、広報・啓発活動に加えて、学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーションなどの交流活動を通じた理解の促進を図ります。

第2の「生活に対する不安の解消」につきましては、障害のある人が自分らしく暮らしていくために、日頃の生活に対する不安を軽減できる取り組みを検討していくことが重要でございます。障害のある人は、医療費の負担、十分な収入が得られるかという経済的不安。働く場があるかという、雇用に対する不安。高齢になったときにどう暮らしていくべきかという、将来への不安など、様々な不安を抱えておられます。これらの不安を軽減し、必要な援助を受けながら、自らの決定に基づき社会活動に参加できるよう、検討してまいります。

第3の「障害のある人が住みやすい生活環境の整備」につきましては、道路、歩道、建築物などバリアフリー環境の整備と、安心して生活できる住環境を整えることが重要でございます。また情報へのアクセスや、意思疎通の円滑化を図るなど、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上に取り組みます。障害のある人に配慮したまちづくりは、障害のある人だけでなく、高齢者・子供連れの方・妊婦の方など、あらゆる人にとって住みよいまちとなります。

このように本計画では、障害のある人が自らの決定により社会のあらゆる分野の活動に参加できるような機会を確保して、障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分の望む生活を送ることができる、共生社会の実現を目指してまいります。

次に、2の「基本目標」に移らせていただきます。資料2の16ページをご覧ください。基本理念に基づき、4つの基本目標を設定しております。また、それぞれの目標について、本市で実施した意識調査の結果も踏まえた施策の方針を示しております。

第1の基本目標は、「障害や障害のある人への理解促進と権利擁護の推進」でございます。前回、皆様にお渡しした意識調査報告書にもありますとおり、本市の意識調査では、制度や意識の面も含めた社会全体のバリアフリー化を進めるために重要なこととして、「障害や病気への正しい理解と啓発活動」の回答が最も多くなっております。この結果は、依然として障害に対する理解が十分ではないという現状を示しております。障害特性や外見からはわかりにくく障害に対する正しい理解や、認識のための広報・啓発を行うとともに、子供の頃から障害

のある人とないとの交流などを促進いたします。

また、障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立と社会参加のためには、虐待を防止することが極めて重要です。各関係機関と連携し、虐待の早期発見、予防に取り組み、権利擁護を推進いたします。

さらに、成年後見制度の利用促進などにより、障害のある人の保護、自立の支援、財産上の不当取引による被害防止及び救済を図ります。この基本目標に対応する各論は、2-1 「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」で、また次回以降に協議をしてまいります。

第2の基本目標は、「暮らしの支援基盤をつくる」でございまして、資料の18ページをご覧ください。

本市の意識調査によると、「将来どのように暮らしたいか」の質問に対して、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっております。また、主な支援者の年齢については、60歳以上が54.8パーセントとなっており、支援者の高齢化が進んでいることがわかります。さらに、「今後、必要だと思う障害者福祉施策」については、「医療費の軽減」が最も多く、医療費の負担について不安を抱える方が多くいらっしゃいます。

これらの結果を踏まえ、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域生活を支援する相談支援体制の整備と、障害のある人とその介護者の高齢化や、親亡きあとに備えた取り組みを行います。また、市民全体の健康を守るため、障害や病気の早期発見・治療・早期療育ができる地域医療体制を整えます。これによって、だれもが安心して暮らせる基盤づくりを行います。また、市民全体の健康を守るため、障害や病気の早期発見、治療、早期療育ができる地域医療体制を整えます。これによって、だれもが安心して暮らせる基盤づくりを行います。

この基本目標に対応する各論は、2-2 「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」と、2-3 「保健・医療の推進」で、また取り扱っていく予定でございます。

第3の基本目標は、「あらゆる社会活動への参加の支援」でございまして、こちらは資料2の20ページをご覧ください。

こちらも意識調査によると、「障害のある子供の保護者が困っていらっしゃること」については、ライフステージの移行期に関する不安についての回答が多く見られました。また、今後参加したい活動については、さまざまな社会参加や余暇活動の場を求める回答が見られました。さらに、一般就労のために必要な支援として、柔軟な勤務体制や相談支援の充実が必要であるとの回答が多く見られました。

これらを踏まえまして、障害のある人が自らの決定に基づき、地域で自分らし

く生活できるよう、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を確保します。自立と社会参加に必要な力を培うためには、子供のころから能力や可能性を最大限に伸ばし、健やかな成長・発達を支援することが重要です。身近な地域で、ライフステージに合わせた質の高い専門的な支援を受けられるよう、相談支援体制・療育支援体制の充実を図ります。

また、1人1人の状況や希望に応じた社会活動への参加を支援するため、文化・芸術活動とかスポーツ等ができる環境を整備し、活動を支援します。さらに、障害がある人が自立した生活を送るため、1人1人の状況に応じ希望する場所で働き続けられるよう、適切な就労相談を受けられるような環境整備や、就労後の定着支援を行うとともに、福祉的就労の工賃水準の向上を図ってまいります。

この基本目標に対応する各論については、2-4 「教育、文化芸術活動、スポーツ、国際交流等の振興」と、2-5 「雇用・就業、経済的自立の支援の推進」で、また皆様と協議してまいります。

第4の基本目標については、「安心して暮らせる生活環境の整備」でございます。こちらは、23ページをご覧ください。

こちらの意識調査では、「緊急に非難しなければならなくなったときに、不安を感じること」として、「自分で動けない」「避難の場所がわからない」「家族との連絡方法」「水や食事の確保」「トイレや入浴設備」と、多様な回答が見られました。これらは、障害のある人が災害時に直面する具体的な困難を示しております。社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上のため、生活環境における社会的障壁を除去し、日常活動や社会参加がしやすい環境を整備します。

また、障害のある人が地域社会で安全に安心して生活できるよう、災害時の情報保障、避難支援、避難所確保等に取り組みます。さらに、犯罪被害や消費者被害からの保護にも取り組みます。

こちらの基本目標に対応する各論は、2-6 「安全・安心な生活環境の整備」と、2-7 「防災、防犯等の推進」で、取り扱ってまいります。

最後に、「施策の体系」でございます。ページ数は25ページでございますね。ここまで説明してまいりました基本理念、4つの基本目標、そして7つの分野ごとの施策の方向性を、こちらの一覧で見られるように、体系図としてわかりやすく整理しております。この体系図によって、計画全体の構造と各要素の関連性を視覚的に理解していただけるようになってございます。先ほどの基本理念を頂点として、4つの基本目標が設定され、それぞれの目標を実現するための分野別施策が配置されているといった、階層的な構造となっております。

以上が議事（4）「総論 1-3 基本理念・基本目標」の説明でございます。

## ○渡邊委員長

ただ今、「基本目標」の1から4までと、「施策の体系」についてご説明いただきました。会議の時間が4時までと計画されておりますので、申し訳ございませんが、なるべく簡潔にご質問等をいただければと思います。ご協力、何卒よろしくお願ひいたします。

## ○谷委員

お時間があるので、簡潔にお話しします。まず、17ページですが、先ほど私がお話しした、「行政等における配慮の充実」というこの用語、言い回しは、優生保護法で違憲判決を受けた行政の反省が全く前に出ていない。まず、公務員の意識改革。船橋市で言えば、公務員というのは市の職員ということになります。

別に市の職員だけではなくて、公共部門、あるいは専門職等も含めて、公務員等の意識改革というふうに改めた。

続いて18ページですが、この意識調査においては、まず「家族と一緒に暮らしたい」「1人で暮らしたい」が第1位・第2位です。第4位にグループホーム、あるいは第3位に入居施設。そういう意味から、施設じゃなくて在宅で、地域で暮らしたいという要望が第1位・第2位を圧倒的に占めているわけです。在宅を支える居宅介護・訪問看護。これは全く漏れていますけれども、この思いをかなえるためには、訪問サービスがより重要ではないかということを改めて指摘をしておきたい。以上です。

## ○渡邊委員長

ありがとうございます。重要な点だと思います。

## ○山田委員

基本理念の「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現」という基本理念は、素晴らしいと思います。

分け隔てられてきた長い長い歴史があります。それを踏まえて、障害者権利条約でも「分離は差別である」というふうにはっきり言われていることを、ここで基本理念として共有しているものと思って、大変うれしく思います。

1番の「障害のある人が地域で生活をするにあたって」というところの3行目ですが、「広報・啓発活動に加え、障害のある人もない人も相互に交流を行っていく」と書いてあります。その次にも「レクリエーションなどでの交流活動」というふうにあります。交流というものを決して否定するものではなくて、大変成果のあるものだと思いますが、交流だけでは弱いと思います。交流にプラス、共に過ごすための環境整備、合理的配慮、そういうものをつけていただかないと、

やはり共に過ごす中での理解というのは進まないと思います。それを、ぜひお願ひしたいです。

それと、17ページも同じです。17ページの2行目。「子供のころから障害のある人との交流などを促進します」。これも、もちろん交流は大事なことです。特に子供のころからとあれば、やはり「共に過ごすための環境整備」というものをつけないと、単にたまたまの交流で済んでしまいます。これまでの交流というのは、みんなそういうものだったと思います。ですからそれを1歩進めて、共に過ごすための環境整備、または合理的配慮というものを、ここに入れていただきたいと思います。

22ページの3行目には、「自立と社会参加に必要な力を培うためには、子供の頃から能力や可能性を最大限に伸ばし、健やかな成長・発達を支援することが」と書かれています。もちろん、能力や可能性を最大限に伸ばすことを否定するものではありません。ですが、その子供個人に能力や可能性を伸ばすことを求めるという、もしさういう社会の傾向があれば、それは間違っていると思います。子供が健やかに成長する、特に障害のある子が健やかに成長・発達ができるような周囲の理解、それこそ環境整備、共に過ごすための合理的配慮。そういうものが先に来なければ、「その子個人の能力や可能性を伸ばす」ということに行くのは、間違ってしまうと思います。ここを変えていただきたい。以上です。

#### ○渡邊委員長

「交流」という表現だけでは、少し弱いのではないか。「共に過ごす」、それから「合理的配慮をする」、それから「環境を整備する」。そういうところがとても大事ではないかというご意見でございます。

#### ○佐藤委員

19ページの「施策の方針」の中で、真ん中の欄。「高齢化や親亡きあとに備えた」というのがあります、以前は育成会でも「親が亡くなったあと」ということを大きな課題として掲げてきたのですけれども、昨今ではそうではなくて、「親が支援できなくなったあと」ということで、高齢化社会の中で、今まででは多分、親御さんが一生懸命に見ていましたが、親御さん自身も介護が必要になってくると、生きていても子供の支援はできないということ。この意識を、「親が亡くなった」ということではなくて、「親の支援がなくなったあと」とか「できなくなったあと」というような、そういったイメージで、皆様が考えていただけるといいかなと思いました。

## ○渡邊委員長

親が支援できる、そのあとのこともありますね。

4時が近づいてきていて、今日のところはここぐらいまでかなと思います。今回のこの計画で、とても力点を入れているのが、実行可能性につなげるための「推進体制」。とても重視しているということですので、次回はこの「推進体制」を中心に検討していけたらと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

## ○事務局（障害福祉課長）

今日は活発なご意見をいろいろと聞いて、ありがとうございます。やはり皆様からいろいろな意見をいただきましたので、次回はそのことも踏まえた形で、改めてご説明させていただきます。今、渡邊先生からお話をいただいた「推進体制」についても次に回させていただきます。今日は非常に活発にやらせていただいたので、一応これでという形にします。

すいません、最後に。今回、「対象の定義」というお話が、たくさん出たのですけれども、例えば「手帳」などもいろいろな基準があって、それに伴って交付しなければいけないということがあります。

また総合支援法についても、手帳はないのだけれども、例えば、障害福祉サービスを受けるときは、それなりに基準がないと「だれでもが」となります。例えば平成25年に、難病患者の方を総合支援法の障害福祉サービスの中に加えたりだと、その疾病も何回も何回も見直されていて、増えたりしています。

やはり、制度によってある程度基準を持たなければいけないものと、例えば今回の基本法で求める「障壁のある方」というのは、それは線を引くべきものではなくて、「障壁のある方」というのは、そう思われている方だと私は思っています。

もしくは「健常者」といわれる人たちも一緒に参画ということなので、サービスについてはある程度定義があって、制度上分けなければいけないことがあります。ですが例えば、先週、「障害者週間」というのがありました、船橋市聴覚障害者協会にもご協力いただきましたが、障害者週間で健常者の方も障害のある方も、みんなで「障害者週間」がある。「障害について意識を持つよ」というところについては、はっきり基準を持つものではなくて、「みんなでやつていこうよ」という。ある程度、あいまいみたいな形になってしまっていますが、そういうものなのかなと思います。

今回も定義のところでは、「障壁がある方すべて」ということなので、それをどこで線を引いて、「これは対象になる」とか「ならない」とか、計画には書こうと思っていません。これは、「健常者側の方も、障害で手帳のある方、障壁のある方も、すべてがみんなで計画を一緒につくっていこう」という考え方ですの

で、「基準はどうなの」「これは入れなければいけない」「これは入れない」というのは、あまり考えていかなくていいのかなと、個人的に思っています。

今日はいろいろ話が長くなってしまって、これで終わりにさせていただきますが、次回以降も皆様の活発な意見を聞かせていただいて、本当にそういう意見があってこそ、いい計画ができると思います。

そのまますぐ終わってしまう会議体よりも、このように活発な会議体で、皆様の考え方を聞くというのは非常に大切でございますし、我々も勉強させてもらっています。今日はちょっと長くなってしまったのですが、次回以降もよろしくお願いしたいと思います。本日は、本当にありがとうございました。

#### ○渡邊委員長

ありがとうございます。

次回は「推進体制」という、実現に向けてのとても大事なところを強める、評価することですので、今お話になったような対象のこととか、そういうところも関係するのかと思います。それから、今日ご質問のあった、細かいところのデータが、もしわかったら次回教えていただければと思います。

長時間、ありがとうございました。

#### ○事務局（障害福祉課長補佐）

最後に、次回の連絡をさせていただきたいと思います。

次回の「第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」についてです。「第3回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」は、令和8年2月5日木曜日、2時からの開催を予定しております。正式な通知と議題については後日、皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。